

地方公共団体情報システムの標準化に関する意見書

政府は行政手続における住民の利便性向上及び地方公共団体の行政運営の効率化を目的として、令和3年9月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を制定し、地方公共団体情報システムの標準化が推進されることとなった。

国は地方公共団体において、住民基本台帳、個人住民税、国民健康保険など主要20業務を処理する基幹系システムについて、国が整備するガバメントクラウド上で提供される標準準拠システムへ令和7年度末までに移行するよう求めている。国は、その移行が円滑にできるよう、6,988億円の基金を設け、自治体の取組を支援している。

しかしながら、システム事業者の技術者のリソース不足等の影響もあり、令和6年9月実施の中核市市長会の調査によると、8割の中核市が移行困難システムを抱えている状況であり、本市においても戸籍、戸籍附票、後期高齢者医療、障がい者福祉、生活福祉、児童手当、児童扶養手当、こども子育て支援の8業務について、システム事業者の受け手がなく移行困難システムとして、標準準拠システムへの移行業務を令和8年度以降に対応せざるを得ない状況である。

また、国は標準化対象事務に関するシステムの運用経費等について「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、平成30年度比で少なくとも3割の削減を目指すとされているが、全国一斉の標準化対応に起因した全国的な技術者不足により、人件費等が高騰していることに加え、ガバメントクラウド利用料が為替によって左右される性質があることなどから、多くの地方公共団体が従前より運用経費等が増えるの見込んでいる。

よって、国においては、地方公共団体情報システムの標準化を推進するに当たり、地方公共団体の状況を踏まえ、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 地方公共団体およびシステム事業者の実情を踏まえ、令和7年度末とされている移行期限の設定を見直し、移行期限を延長すること。
- 2 移行期限の延長と併せてデジタル基盤改革支援補助金の設置期限も延長し、令和8年度以降においてもシステム移行経費に対し全額国庫負担による財源措置を講ずること。
- 3 従前のシステムと比較して標準準拠システムへ移行したことにより増加する運用経費について、全額国庫負担による財源措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月18日

松江市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、デジタル大臣、
総務大臣、財務大臣